

会 議 名 (審議会等名)	第2回川西市立学校校区審議会		
事 務 局 (担 当 課)	教育委員会教育振興部学校教育室 (内線3385)		
開 催 日 時	平成17年10月20日 (木) 午後5時～午後7時		
開 催 場 所	川西市役所4階 庁議室		
出 席 者	委 員	三上和夫、米川英樹、植木壽子、足立直正、石川健次、増元富臣子、今瀨勝之、楠本順三、中西忠男、田中光江、井関朋子、滝井温子	
	そ の 他		
	事 務 局	織田教育振興部長、井関総務調整室長、小畑学校教育室長、吉田学校教育室主幹、船曳学校教育室副主幹、小田学校教育室主査、夏目学校教育室主任	
傍 聴 の 可 否	可	傍聴者数	3人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1 会長あいさつ 2 議 事 (1) 諮問事項の審議		
会 議 結 果	(1) 審議中 (審議経過のとおり)		

## 審 議 経 過

No. 1

会 長	<p>前回審議会で、資料に基づいてもう一度しっかりと川西市の校区を巡る問題がどうなっているか確認しようということをお話ししまして、今日の日程を決めたということ覚えております。</p> <p>第2回の会議次第がお手元に行っているかと思います。議事としましては、平成17年度のデータに基づく全体の動向を議論し、さらにこの間データにつきまして様々な角度から点検をされたかと思います。それにつきまして、議論すべきところを議論したいと思います。</p> <p>先ほど内容を見ましたら、この1の議題に関連して、平成18年度についてのデータが若干出てるようです。これは、その他の議題というふうに理解したら良いのでしょうか、それとも1の議題と連動したものと考えておいて良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうしましたら先に説明させていただきます。本日の議題につきましては、平成17年度の状況についてご意見を交換いただくということなのですが、18年度の校区外就学希望申請の手続きが10月から始まっておりまして、10月31日（月）が最終期限という形でご案内をしている状況でしたので、昨日までの状況がわかっておりますので、参考までにとということで本日ご提供をさせていただきました。4枚ございますが、一つ目が校区外就学希望申請の申請者数の状況ということでとりまとめております。まず、小学校ですが、今のところトータルで申請者が30人おられるという状況です。次に、中学校の方が、13人ご希望が出てるという状況になっております。学校別につきましては、ご確認いただければと思います。もう一つ資料として付けておりますのが、17年度でも集計させていただいておりましたが、今の時点での住所別希望校、希望理由の状況をまとめてさせていただいております。ご参考にしていただければと思います。</p>
会 長	<p>データとして言いますと、前回配付がありました17年度の希望者の状況と今日配付のあった18年度の間状況。これは一定の関連と動きがある程度読めるようになっていくかと思います。</p>
委 員	<p>前回、是非17年度の結果について、数字だけでなくその裏にあるいろんな内容をもう一度分析をしてもらえないかという願いをした張本人なんです。今、18年度、ということは来年の4月に入学される方の校区外就学希望の申請の状況をいただいているのですが、10月末までの申請で、この日付が19日ということは、事務局としては、去年の傾向から、締め切りぎりぎりに来るのか、あるいは平行して来るのかと言うと、この数字はどれ位のレベルで18年度の数字を見たら良いのでしょうか。</p>

事務局	<p>正直申し上げて17年度の状況を確実に記憶しているわけではありませんので、正しい部分がずれるかもしれませんが。昨年の傾向も、記憶の中では、初めての制度ということもありましたが、一定地域性の問題もございましたので、この制度を待っておられたというような状況もあり、地域にばらつきはありますが、特定の地域の傾向からするとすぐに出されているというような状況は確かにありました。ただ、後半に行くにつれると少し少なくなってくるというような状況でした。18年度につきましても、大体同じような傾向かなと。先週あたりまでで急激に、申請をいただいているような状況です。中には、お電話もいただくのですが、お子さんと相談をしてみたいなことをお聞きしますので、そういう意味ではまだこれからも少しは出される状況も把握をしておりますが、後半に入って少し落ち着いてきているような状況はございます。小学校の方は見ていただきましたらわかりますように、去年38人に対して今年度は今のところ30人ということで、大体同じような傾向で出てきているのかなと。そういう意味では、中学校の方は時期を考えても、去年に比べるとペース的に少し遅いのかなとは思いますが、これで止まってしまうというようなことでもないとは思っておりますが、少なくともまだ10日ほどありますので。ただ、去年位まで行くかと言うと、去年と傾向が変わって急激に後半に申請があれば別ですが、去年に比べると少し出足が遅いかなという感じがあります。</p>
委 員	<p>と言いますのは、恐らく前の審議会でも論議になったと思いますが、多田中学校。多田中は、この間の17年度のデータと18年度の昨日現在のデータと比較すると、5%枠が18年度15人に対し17年度14人、申請が18年度6人に対し17年度19人と、全体が17年度36人に対し18年度13人という数字なので、今日配られたデータをベースに論議するのは無理かなという意味で冒頭質問したわけです。</p> <p>もう一つ、前回配付された資料の一番最後に「就学校の変更を認めている事例」というのがありますが、上から2つ目に本来であれば多田東小学校区だけれども、平野2丁目の方々は緑台小学校に行きたいと、理由は云々と。これは、5%枠との関係はどういうように理解したら良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>5%の枠はかかってまいります。ただ、問題は、既にこの地域については過去において緑台小学校に行っていたら結構ですということでやっておりますので、当然1年ごとの手続きは必要ですが、既に区域外として行かれている方がおられる。その場合に、当然兄弟がおられるケースがある。この制度については、原則的に5%枠について兄弟優先ということで優先枠を持たしておりますが、優先枠の適用を除外することは難しい</p>

	<p>であろうということで、既に行かれています方のご兄弟で今度1年生に上がるよという場合については、制度ができる前の方のケースではありますが、兄弟優先枠を適用することにしております。したがって、もしお兄ちゃん、お姉ちゃんが既に在学しているという方がおられた場合は、5%の枠外とみますので、例えば10人の枠のところには12人来られても、お二人が兄弟をお持ちの方であれば、5%枠の制限にかかる方は10人になりますので、抽選はないですという形にはなります。</p>
委 員	<p>5%の枠はかぶせるけれども、平野2丁目というように特例を認めている事例からいって、一人や二人増えるとしても、10人という枠になっていても、優先枠の人がいれば、12人でも認めていきたいと思いますということですね。</p>
事務局	<p>そういうことです。</p>
委 員	<p>この二つをお聞きして、質問に入りたいんですが。従来から論議となっていたのは、当地区の場合には、緑台小学校から中学校に進学の場合、校区として緑台中学校と多田中学校の二つに分かれると。これは歴史的な背景で、多田グリーンハイツは新興の住宅地で緑台中学校がまだできてませんでしたから、多田中学校に全員行けということでした。当審議会でも一番論議の焦点だったと思うので、また私も前の審議会の委員からの継続という立場でおりますので、十二分の内容を受けて、第1回の審議会の後、緑台小学校の運営委員約40人の方に集まってもらって、この5%枠等についてどう考えるかというような問題提起をしました。問題提起をした内容は、緑台小学校の1年生から6年生までのお母さん方に対する当時のアンケートでは、9割方の内容で、同じ小学校で中学校2つに分かれるよりも1つにしてほしい、あるいは自由選択制にしてほしいということだったのですが、蓋を開けてみると、この結果にあるように、数字から見ればそれほど大きい問題にはなっていない。結論から言いますと、緑台小学校から緑台中学校に行きたいという希望者の中から1名だけが抽選ではずれて、多田中学校に行ったというのが実態です。したがって、当初わあわあ言っていたのが蓋を開けてみたらたいしたことないじゃないかというふうな数字上の点もあったので、ヒアリングをしたのですが。結論から言いますと、どういうふうな意見が出たかというと、5%枠というものの理解が17年度の場合スタートだったので十分PRできていなかったという意見、二つ目では、5%という数字が大きいかわからない、したがって、友達同士で多田中校区だけ緑中へ一緒に行こうと言うけれども、抽選があって仲良しの一人が当選して一人が落ちるとするのは如何なものかということで、義務教育で塾にも行っているから別</p>

に校区外申請までして行かなくても良いよということで降りた方もおられるようです。もう一つありました。変な申請をして、抽選で落ちてここに行けということで行ったら、周りからいじめられるんじゃないか。そういうふうな声もある。したがって、その会議では、もう一度校区問題のアンケートを1年生から6年生まで全員から取ろうと。前回と違って、校区外就学希望制度を知っているのか知らないのか、利用したいが3人や4人の枠で抽選で落ちるのが嫌だから申請しない、友達とバラバラになるのは意味がない、抽選で落ちるかもしれないが駄目もとで申請する、人数に制限なく希望通りになるなら申請する、今までの校区割りで十分でその他の制度は必要ない、私学に通学するのでどちらでも良い、義務教育だから校区の線引きを変えて欲しいというふうに平易な質問で、どの辺にみんなの気持ちがあるのか。我々審議会の委員と言っても、孫が高校、大学へ行っているような年代になると、さっぱり北北東に進路をとって良いのかという問題があるので、もう一度PTA、学校の協力を得てアンケートを取ろうと。大体11月の半ば位までに整理してみようというふうに思っています。そういう意味では、今日配付された数字を含めて、もう一度勉強する機会を与えて欲しいなと思います。約40名のお母さん方を集めて聞くと、そういう意見が出てまいります。

会 長 大変丁寧な議論をされているというふうに思います。今の発言に関して、何かご質問なり、ご意見なりございますでしょうか。

委 員 地域の中でできるだけ住民の意見を集約したいというのは、とっても良いことだと思います。ただし、人間の行動というのを考えると、私もアンケートとかいろいろやっている人間ですが、いろんなレベルがあって、アンケートには答えるんだけど行動レベルになると違ってくるとい人もいますし、意識そのものも曖昧な人がいて、たまたま○を打ったところが、非常に明確な意識を持った人と同じようにカウントされたという場合もあるわけですね。だから、アンケート調査というのが、ある程度ある一定の限界があるというようなことは、まず考えておく必要があるだろうと思います。もう1点は、行動に表れた明示的な数字というのは、やはり申請という形だろうと思います。要するに、申請がどの程度実際にあるのかどうかによって、具体的な非常に強い意見として、本当にその校区を移りたいと思っている方がいるのかというのがわかるじゃないかということで、前回の校区審議会が始まったという経緯があったと思います。だから、ある意味で、アンケートはもちろん住民の意識を問うというようなことでは非常に貴重な意見だろうとは思いますが、同時にこういうふうな具体的な申請自体が意識の表れ、あるいは行動に表れたレベル、非常に強い意思表示という形として考えても良いのでは

	<p>ないかと思しますので、どれをモニターしてどれを中心に我々が意見集約をするのかというように考えたときに、アンケートなのか申請書なのかということ考えたときには、ちょっとその辺は注意は必要かなと思います。</p>
委 員	<p>おっしゃるとおりだと思います。アンケートの数字がすべてというよりも、意識と行動とは違うというのはそう思います。その辺は十二分に出てきた意思表示の数字、設問のやり方によっても結果変わってくるというのがアンケートですから、その辺は十二分に注意します。</p>
会 長	<p>この件について、他にございますでしょうか。今日の時点でのこととして言うと、申請の実際の部分で、ある程度ウエイトを置いて判断することがまずあるかなと。もう一つは、たぶん今のアンケートも含めまして、来年の3月までのいろんな全体のプロセスに影響も出てくることも確かなので、両方の動向が重なっていくのかなと思います。</p>
委 員	<p>私の方からの質問なんです。18年度の資料を出してもらいましたが、2年目はまだ不十分なデータということですが、ざっと見ますと非常に大きな変化がある校区もあるわけですね。例えば多田東小学校、これは17年度には希望者がゼロだったのですが、今年は5%枠8人に対して申請者が9人いると、その中で兄弟優先が3人について残りが6人であると。10人から急に6人になったというのは、非常に大きな変化かなと思うのですが。見方がそれで良いのでしょうか。私が間違っ…</p>
事務局	<p>多田東小学校に申請者としてあがっている数字は、多田東小学校から外の学校へ出たいという方の取りまとめですので、昨年度ゼロとおっしゃったのは、多田東小学校が受け入れる側としてゼロだったということです。ですので、多田東小学校からの校区外申請は、昨年度10人に対して今年度9人ということで、ほぼ同じくらいということです。</p>
委 員	<p>わかりました。これが1点と、もう一つは、あまり枠を利用しておられない地域と非常に活発に枠を利用しておられる地域が非常に明確であると思うのですが、今言った多田東小学校もそうですし、中学校は、多田中学校は結構多いのですが、あとはそんなに。たぶんモニターしていて注意すべきところは残り枠が少ないところということで、2名のところが幾つかあります。こういうところは、枠が小さいという場合もあるのですが、場合によってはすぐに越えてしまう可能性もあると。非常に大きいところと小さいところがどうも混在しているというようなことがあるかと思うのですが、その辺の分析とい</p>

	<p>うようなことをもし今の段階でわかれば教えて欲しいのですが。</p> <p>事務局 今ご指摘いただいている部分ですが、今の状況も昨年の状況も我々の方で見させていただいている分析としては、同じ傾向と見ております。と言いますのは、小学校でいきますと、多田小学校、多田東小学校、東谷小学校。これにつきましては、先ほども委員の方からご指摘のありました既に地域的に区域外を認めていた事例というのがございましたように、従来から通学上の問題で地域的に問題を抱えていた学校です。そういう意味では、多田小学校は、一定の地域で明峰小学校に行かせて欲しいということでかなり教育委員会に要望が寄せられている地域、多田東小学校は、平野2丁目という地域で緑台小学校を希望されております。東谷小学校につきましても、マンションに限っている形になっておりますが、その地域の方で東谷小学校ではなく牧の台小学校にというご要望がありました。多田小学校については、要望だけで認めてきているケースというのは少なかったのですが。いずれにしてもこの3地域については、従前から区域外を教育委員会として認めた実績があった地域です。そういう意味では、突出している傾向につきましては、17年度と18年度は同様の傾向です。中学校におきましても、多田中学校という部分での傾向も同じです。そういう意味では、当然5%枠の人数の加減によっても差があるのですが、残り枠2人という部分についても、今のところ去年とほぼ同じような傾向で、突出した希望が出ていない部分の中でいけば、我々の予測範囲内というような形が、17年度、18年度とは継続しているのかなと考えております。</p> <p>会 長 今の件、よろしいですか。</p> <p>委 員 今回の段階ではこれで結構なのですが、先ほど会長と話もしていましたが、将来的には、例えば恒常的に非常に要望が多いところというのは、校区線引きも含めて検討の対象にのぼるだろうなというような雑談をしていたということをご紹介しておきたいと思っております。</p> <p>会 長 他の委員の方にもこの前回データについてのご意見を多様にしていただきたいと思いますのですが、見方は二通りぐらいあると思います。今事務局から説明のあったように、過去のデータのところから見て、昨年と同一のパターンがあつてかなり安定して進行しているという部分。それは、近年の話ですと、これは折り込み済みであるというふうに言うか言わないかの問題になるわけですが。この審議会でも二通りに考えておく必要があると思っております。そういうふうが続いているということには一貫した動向があるので、それ</p>
--	---

	<p>はそれとして踏まえるべきではないかという考え方もありますし、またそれは折り込み済みで制度としても十分に対応済みと言いますか、対応可能であるからという判断もあるわけです。審議会として難しいのは、2つを別のものとしておき、かつ議論としてどう結びつけて了解を作っていくかということが難しいので、この辺の動向を見る際にも丁寧な議論をしていきたいと思っております。</p> <p>その他にいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>先日、小学校、中学校のPTAの常任理事会がありまして、話が出たのですが。まず、制度自体が全体的にあまり知られてなくて、案内をもらった時点で、どういうふうに対応したら良いかわかならという保護者が多くて。もちろん校区というのが浸透しているので、皆さんその枠をはずすとか、はずれることができるということ自体がはじめてのことで、わからないという方が多かったです。できれば、こういうふうなことを考えるに当たっては、何年も前から私学に行こうかどうかどうしようか考えているので、他の学校にも行けるんだというようなことを知っていればすごく参考になるので、広報紙で連絡はいただいているが、広報紙ではやはり見ている方見ていない方ともあるので、何かもう少し浸透できる形で教えていただければありがたいなというような意見が出ていました。あとは、質問が出たのですが、抽選ということは理由なんかいらさないじゃないのという感じで思われている方がおられて、理由は本当に必要なのでしょうかと。そして、理由によって何か考慮があるのでしょうかというような質問がありました。例えば、身体的とか精神的な理由で校区を移りたいという方々とか、そういう方は優先されるのかといった具体的な話ができました。それについても、お答えいただければと思います。また、抽選の枠で他の中学校へ行けたとしたら、高校はどこの校区になるのかということになって、先のことでも心配された方もおられて、進学したとき中学校の校区が基本となるのか自宅が基本となるのか、高校は総合選抜になっているのでその辺が心配だという質問が出ました。これについても、お答えいただきたいと思います。</p>
会 長	<p>理由を書くことになっているが、理由と抽選との関係はどうなっているのか、対応はあるのかということ、それと校区外就学した場合の高校の校区との対応についてということで、非常に微妙な問題ではありますので。事務局にお願いします。</p>
事務局	<p>まず、制度PRのこともおっしゃっていただきましたので、その件についても触れたいと思います。ご指摘のように広報紙だけではという部分についても十分に思いもしながらやっているのですが。昨年度は新制度ができるということで広報紙に掲載させてい</p>

ただいたわけですが、今年度は当初予定していなかったのですが、お聞きする中では、制度そのものがなかなかご理解をいただいているかもしれないという状況も耳にしましたので、再度紙面を裂いて広報紙に掲載する方が良いだろうということで、今回も10月に掲載をさせていただきました。正直申し上げて、昨年度制度導入の際は、PTA連合会の方にもお声かけさせていただいて、各単Pでご要望があれば説明にも伺わせていただきたいというようなことをさせていただいたのですが、今年度については制度が既に入ってしまったということもありまして、あえてそういう動きをとらせていただいているということもあります。そういう意味では、今後につきましても、…ただ小学校につきましてはどうしても新1年生の保護者の方はPTAの方ではないのでそこをどうするのかということはあるかもしれませんが…お声かけをいただきましたら、単P、複数の単Pあるいはもっと大規模でも構いませんので、ご要望があれば説明に伺わせていただきたいと思っておりますので、お声かけをいただけたらと思います。できるだけ我々も制度そのものが十分に理解をいただくということが、今後の制度改善を含めて役立っていくこととなりますので、誤解を受けておられる中ではなかなか制度活用というものないでしょうし、逆に制度評価に対する判断もできにくくなると思っておりますので、場があれば積極的に出かけていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、ご質問の理由欄の件につきましては、確かに申請に当たって今年も何本かお電話をいただいております。理由欄を設けておりますのは、あくまでも参考までにとというふうに書かせてもいただいているのですが、今回審議会の方にもデータとして集計させていただいておりますが、やはり背景が背景でしたので、どういう理由を持たれているのかということは今後の制度検証のためには必ず必要になってくる。ということで、最初の段階で理由をお聞きしておかないとデータを集める機会がないというようなこともあり、理由欄を設けさせていただいたということです。そういう意味では、制度検証のためにとというのが主眼でございます。ただ、結果として、ご指摘いただいたいじめの問題とか身体の問題とかで悩んでおられる方については、正直申し上げて書いていただくと非常にありがたいという部分があります。校区外申請という部分の制度と従来からの一定の事情があり特別配慮を要する場合という部分との判断ということで、内容を書いていただくことによってご相談をさせていただくということが、結果として我々としてはありがたく、連絡をさせていただいて、言っておられる内容であれば、こんな制度がありますよということでご案内ができていくということで、違う面でも役に立っております。例えば、いじめ的なものとは違う理由で、転居を予定しているということを書かれていれば、当然4月までに転居されれば当然新しい校区で行けるわけですから、校区

外申請をしていただく必要はないわけですので、かえって制度を利用する必要があるのかなのかという判断にも役立っております。また、理由によって違うのかということもかなりお問い合わせをいただいております。その度にご説明を差し上げておりますが、発端である通学上の問題という形での課題解決というのが主眼で制度を入れたわけですが、入れた限りは理由によって優劣を付けることはできないですよと申し上げております。表現の仕方に若干問題あるのかもしれないですが、今後の制度検証に役立てるためにはどうしても理由をお聞きしておかないと、例えば5%の枠を広げる広げないについてもその理由によっても判断が変わってくる可能性もあるのかなという思いをしております。少し誤解を受けている部分については、その都度解消をするしかないのかなと思いつつ、とりあえずは18年度入学に当たっても同じような書き方で申請用紙を作らせていただいております。

あと高校の校区とのリンクの問題ですが、これもたまにお電話をいただきますが、それほど詳しくないのですが、基本的には高校の校区というのは住所地で決まっておりますので、校区外でその高校の校区の中に入っている中学校に行ったから、その中学校をベースにして行けるということではありません。基本的に住所地に基づいて校区が決まりますので、住まれているところがどこなのかで決まるものであるということのご説明はさせていただいておりますが、その辺がどうも浸透しにくい。それと、高校の方からのそういった説明というのがあまりないので、もう一つどうなっているのかがはっきりしていないというふうになっているようですが。また毎年校区が少しずつ変わる、その年の応募状況によっても若干微調整が高校の方でされるというのを聞きますので、必ずこの地域だとこの校区ですよと決められるわけではないようです。ただし、住所をベースにしているというのは、間違いなことだというふうにお聞きしております。

会 長

今二つの件について説明は明快にありました。会長としてこのように言いますのは寄り道になってしまうかもしれませんが、実は関西のあらゆる居住地において学校選択なりこのようにして制度の柔軟な運用を施行しますと、地域ごとに高校との接続なりあらゆる問題が刻々と変わっていく部分をどうやって全員がわかるようにしておくかということも難しくなるわけです。川西市はよくやっておられますよということはまず言うておいてのことなんです、日本全国でこういった問題全部についての年ごとのパッケージが全部わかっているというのは、県ごとに言うと、どここのハイスクールとかいろんな本で大体高校についてだけはその年の分だけはわかるようになってはいますが、小、中、高を含めて10年後まで見越して知りたいという部分についてのデータはないんですね。ないので、今の説明のような原則説明があつて、でも微妙に変わる部分もありま

	<p>すという説明なんです。この問題につきましては、川西市の仕事が非常に先進的であることをお伝えした上で、都道府県にリンクする部分の制度変化の部分とか、公立私立との関係で協定的に事実が決まっている部分というのはもっともわかりにくい事例なのです。私は、日本全国どこの町に行っても10年後までは全部説明ができる。ただし、10年後までにどれとどれが変わるかもしれないというような、お母さんたちが進路選択を考えられるときにさっと出せる案内パンフレットができないかということ、私自身はそういうことを研究課題にしようかと思っています。難しいのは、どの自治体もどの学校制度も、年々変えながら試行錯誤して進んでいくということです。これは、今本当に重大な問題になっております。これに関連しましてなにか。</p>
事務局	<p>1点だけ付け加えよろしいですか。今県立高校の普通科のことをさして質問されていたと思うのですが、高等学校で現在行っているのは伊丹学区という分で、伊丹市、川西市、猪名川町これが一つで、普通で言う学区という見方をしています。今担当が校区という言い方をしていましたが、県の方では地域という見方で線引きを年によって行っております。中学校区をイメージされるとちょっと誤解を生じますので。地域割り率というような形で、毎年子どもの増減によって動くこととなります。</p>
委 員	<p>先ほど申請をするのに理由を書くと、その理由は申請の当否というか当落というのかそういうものを決めるのに、外部から見た場合、というのは父兄の方から見た場合には、この理由でいられるのではないかというような疑問を持たれるというのは良くわかります。本来私は、校区外の申請というのは、理由のある部分は校区外の5%枠から除外されるものであって、理由のないものについてはこの5%ということで、本来理由は問うべきではないというのがこの趣旨であろうと思うのです。希望すれば制度の枠内で、例えば5%枠というのがありますが、自由に隣接校区の範囲で行けるといえるものだと思います。今事務局から、制度検証をする上でこの理由を書いてもらっているという説明がありました。これは決まってから1回しか実行されていませんし、18年度で2回目なので、制度検証も重要なことだと思います。しかし、理由を書く欄に、理由は、当否と言いますか当落とは関係ないということを、少し丁寧に書いておかれた方が親切ではないかと思いましたので、付け加えておきます。</p>
会 長	<p>今の委員のご説明は、この制度がスタートする時の方向付けですね、その方向付けとしてはとても重要なことなんです。ただ、何通りかの説明の仕方が出てくるので、あつという間に難しく見えてしまうわけですね。他にいろいろご意見ありましたらどうぞ。</p>

委 員	<p>今委員がおっしゃったその考え方は、完全な自由選択制が導入された時点では、その理由付けは必要だと思うのですが、これまでの審議会の認識では、川西では完全な自由選択はできないと、これをやってしまうと学校格差の問題がいろいろ発生して駄目だろうという認識の上でスタートしていると私は思っています。だから、その意味では、一時的に理由でまずセレクトせざるを得ないというような認識を持っていたのですが、如何ですか。</p>
事務局	<p>委員がおっしゃったように我々の認識は、自由校区の発想を持っていないというのは確かです。その部分というのは、一定の問題解決のための制度という認識はしております。ただ結果的に、先ほど委員がおっしゃったように、選ぶ側からすれば基本的に学校選択ということになっているというのは、事実背景としてはあると思います。そういう意味では、理由を本来書かないという部分がこの分でのというのは、我々も理解はしております。ただ現実的に理解をした中で、我々とすれば一定の事情があるというのが背景にあるということがプラスアルファとしてあるという認識をしておりますので…。我々が、何故この制度を入れたのですか、あるいはこの制度は何故あるのですかと問われる限りでは、通学上の一定の校区線引きの問題とかいろんな地域性のある中で、それを解決する一つ的手段として選びましたという形ではあるのですが、結果として、自由選択のような認識というか、結果が選ぶという形になっていますので、そういうものが表に出ていくことはあるのかなと思います。ただ、我々は、自由校区的な発想という部分をPRしようとは全く思っていませんし、そういう制度であるとの認識もしてはいません。我々が、理由欄で知りたいという部分は、背景があったからですが、書いていただきますが理由で優劣を付けませんよという意味は、委員がおっしゃったように理由に関係ない。単に行きたい方であろうと、通学距離が近いからということで希望されようが、希望するという意味では同列であり、理由は問うてはいないということでありませ</p>
会 長	<p>今の説明部分は、この審議会自身がどういう原則で前提を見ているかという非常に大事な議論になっていますので、会長としてもしゃべりたいことがあるのですが、5%枠を提案された副会長から何かご意見があるのかと思いますが、どうですか。</p>
委 員	<p>質的なコントロールと量的なコントロールの両方を考えたときには、川西市は量的なコントロールで行こうという話なんですね。つまり、校区線引きの問題をどういうふうに解決していくかということは幾つかの選択肢が過去ありましたが、線引きそのものを</p>

見直すということも一つはありました。もう一つは、線引きそのものを少し緩やかにしていく、その手段としてパーセンテージ、5%という枠を設けてその枠の中では自由にやってほしいという話になっていたと思います。その中では、質的なコントロールというようなことは考えていなかった。もし、質的なコントロールがあるとなれば、いじめの問題とか引越しの問題とか過去から除外されてきた理由、これは今回の問題ではなくて過去ずっとそういう問題については例外的な措置として認めてきた、これは質的な問題ですが、それ以外については質的にコントロールしようというような発想ではなかったのではないかと思います。したがって、5%というのは量的な枠を設けて、その中では理由は問わないと言いますか、基本的には理由はいろいろあるであろうと、だけど優劣というものはなかなか付けがたい、どうやって付けるかということ自体が非常に難しいわけですから、量的に5%の枠の中で平等にくじ引きでやっていこうという発想があった。これは、質というような意味で言いますと質は問わなかったというふうに思います。したがって、私は、先ほどの委員に賛成ですが、もし聞いたとしても参考までに理由をご記入くださいと、ただし選抜には関係しませんよというような記述があるか、あるいは申請書以外のところで聞くと、別紙として聞くと、いうようなこともあり得るかなというふうには思います。

会 長

前半がこの制度の説明部分でして、議事録をおこすとすっきりと広報に出せる文書になっていたと思います。私は、従来から窓口において理由を言い、また実際に校区外に出られる理由があるもの、これは、今質的コントロールと言われたものが相当すると思いますが、前からありました。それも含めて全体としての質的コントロールと先ほどの理由を問わない量的コントロールと言われた部分と両方を準備しましょうと。で、量的コントロールの部分については、したがって抽選という形で、理由そのものが直接問われるのではないということを明示しましょうというふうに、二本立てにして、二つの制度を共に維持することで全体を進めようということだと思います。昨年から新しく始めた部分は、量的コントロールの部分で5%作ることによって、前からあった理由によって処理していく部分のほかに、制度として実験的にやる部分は少ないけれど、一定学校が責任を持てる範囲に限定しているけれども、これはやることができるであろうと。この2種類だと思います。繰り返す必要はありませんが、明快ですのでよろしく願います。あとは、原則としてこういうふうにしてみんなが納得して運営をできる制度になっていくかは、これからもっとたくさんの議論をしなくてははいけません。この点で、何かございますでしょうか。

それでは、少しこういう形でこれまでの制度についての位置づけと17年度と18年

	<p>度の分を見通して様々な議論をする必要がありますが、他にございますでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>この議事の位置としては、平成17年度新入学に伴う校区外就学希望制度の運用状況についてという形になっています。既に新生が入っておられるということで、18年度はどうかということについては実際的にその中身に入ってたわけですが。今度は、入ってきた17年度の生徒さん自身がうまくいっているのかどうかという検証も必要だろうと。ひょっとしたらやめとけば良かったというような人がいないかということです。それがたぶん17年度の検証につながるだろうと思うのですが、もしそういうデータなり、知見があれば紹介いただければと思います。あるいは、何も問題ないんだ、聞いていないんだということであれば、そういう報告でも結構ですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>特別に校区外で就学された方々にご意見をお聞きしたという形はございません。ただ、前回もお示しさせていただいたように、全員の方にアンケートを取らせていただきましたので、その中で校区外申請をされた方についても当然何人かご回答をいただきました。それを見ていただいておりますが、当然アンケートにお答えいただけなかった方についてはわかりませんが、申請をされた方でお答えをいただいた方については、制度を利用して非常に良かったというようなお答えしか当然いただけていないと。アンケートを取らせていただいたのが、5月に入ってからだったと思いますが、ある一定の期間が学校生活として過ぎた後に取らせていただいたという状況でしたので、そういう意味では、全員のお声を聞いているわけではないですが、アンケートの結果から類推すると概ね良好というような、希望が叶って良かった、希望を聞いてもらえる制度が入って利用できて良かったというようなことの賛同的な感想というふうには理解はしております。そういう意味で、特段何か問題があって、ご相談をお聞きしているという状況は一切ございません。</p>
<p>委 員</p>	<p>今の段階ではそれで結構なんです。もう一歩欲しいなという気がします。できれば、ある段階でその制度を利用された方とその保護者に対して、詳しいご意見があれば、これは今すぐというわけではないですが、希望としては欲しいなという気がします。</p>
<p>事務局</p>	<p>検討してみたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>全般的なことですが、勉強すればするほど頭がこんがらがってきましたので、自分の頭の回線を整理する意味で、一つ二つ教えて欲しい。校区の問題ということを使うとき</p>

に、今の線引きがありますね。先ほど委員がおっしゃったように、その量的緩和ということで5%なら5%、10%なら10%、これは量的緩和ですが、本来校区の線引きが引かれて、ある一定の期間、10年か20年経過すれば、町そのものが発展の展開が変わってくる、ということなので、一見校区を全面的に見直すというのは大袈裟だけれども、そういう見直しても良いような場所が幾つかあると、仮にですね。その場合に、校区の線引きをして、逆5%ですね。例えば平野2丁目であれば、緑台小学校に行きなさいと、線引きでは。あるいは多田中になっている緑台1丁目から5丁目というのは、歴史的にそうせざるを得ない背景があったわけです、多田中しかなかったわけですから。今は多田中と緑台中と2校ある。前回は議論あったように、緑台中の場合には現在在籍者が259名、3年生が93、2年生が87、1年生が79というふうに、高齢化が進んで減っていく方向にあります。一方、多田中というのは730名でして、3年生が239、2年生が258、1年生が229。緑台中の場合には1年2年3年全体で8クラス、2、3、3、多田中の場合には21クラス、6、7、7。ご承知のように、先生の数も、緑台中は20人、多田中は38人。私がこの問題でぐるぐる回るのは、義務教育である以上、単なる競争原理ということではなくて、その時々の方角性から行けば、部分的に校区の線引きを引き変えて、逆の5%なり選択制というふうなことが、考え方としてあり得るのか、川西市全体で見て。あるいは線引きというのは、一つ変えると他からもがたがたきて収まりがつかないということなのかと見ていきますと、今までのいろんな資料を勉強しても、校区というのはそれほど各地区の全般に波及するほど人口格差はなくて、一部の北部地域にすぎないのかなと思っているので、そういう考え方が発想としてあり得るのか、前に十分議論してその話は終わっているというのか、一度事務局からでも会長からでも教えて欲しいのですが。

会 長

これまでの経緯としてお話いただくということで。それは線引きについての幾らかの過去の経緯があって、窓口で苦労した面もあります、その辺をお話しいただいて。ポリシーとしてどうかということは、私専門でもありますので、これは言ったらきりがないので2分ぐらいで、こちらのことについては発言用意があります。

事務局

校区の設定について状況によって変わってくるとおっしゃっていることについては、良く理解はしております。かと言いながら、現実的には対応の分も含めて、どこの市もそうだと思いますが、通学距離が小学校は4km以内、中学校が6km以内ということで、基本的にその範囲内で学校を建てなさいという制限があります。それを中心的に満たしているのかどうか、当然第一義的な校区の適否の問題になってくると考えております。

そういう意味では、お陰様で川西市の学校で、もちろん学校によって規模の大小は少し違う部分があるわけですが、通学距離的な問題も含めて考えたときにクリアをしない学校というのはない。ということが基本にはなっているということです。あと、いろんな思いの中で状況が変わっているということで校区の線引きというのも当然あり得るということのお話もちろんありますし、その中で校区外に行きたいというご要望も出てきているということには現実につながっています。その中で、前回の校区審議会で、通学上の問題が出ているということに加えて、学校の規模バランスということの問題につきましても、諮問をさせていただいて議論をいただいて答申もいただきましたが、結果を申し上げますと、基本的には審議会としては今取り立ててどうこうしないといけなような規模バランスの大きな変動というのはないということで答申をいただいたということになっております。これは結果の問題ですが、もう一つ大きく我々認識をさせていただいているのは、前回の審議会に中で、校区の線引きという問題も今出ましたが、制度検証が今回の校区外就学希望制度の導入に当たって大きな役割を果たしているということで、答申の中で必ず制度検証をなさいというふうに義務づけをいただきました。答申を受けて規則で「5年毎に、審議会の意見を聴いた上で、当該制度の運用方法、改変効果の検証等を行い、必要に応じて具体的な対応を決定するものとする」と定めておりますが、これは書けないのでこういう形でしか書いておりません。ただ、答申でいただいている内容はもっと細かくて、結果的に校区の市全体を通しての見直しということも含むよということが書かれております。そういう意味では、その認識が答申にあったということは教育委員会としても理解をした上で、規則上「必要に応じて具体的な対応」と書かせていただきました。この制度の動きの中で、いろんな形、いろんな市全体を見渡した時の規模上の問題といったことも考えていかないといけない時期、課題が出る可能性があるということは当然否定しておりませんので、本当に一番良い方法は何なのかという部分、もちろんそれができないできないという問題が絡みますので、必ずしもこれが一番良い方法であろうといったものが具体化されるかどうかというのは、さらにこれをクリアーにしていく壁を越えないといけないかもしれませんので難しい面もあるかもわかりませんが、姿勢としては、いろんな課題の解決のために、ただ単に制度を作りました、この制度の運用だけで線引き問題は知らん顔ですよということで考えているわけではないので、それを一つの足がかりとして問題が惹起すれば、それによって発生する答えとして当然校区の見直しというのでも考えて行かざるを得ないかもしれない。もちろん絶対そうするというものではありませんが、それが本当に一番良い形であればそうしないといけないというふうに前回審議会から答申をいただいた。その認識を教育委員会としてしているということでもあります。

会 長	<p>私の方で今の説明に加えることは、前回答申した内容では、理由があつて変更を認めるという部分と5%限度内で新しく試行することを開始するという部分、ここまではっきり出した部分です。その上で、5年毎にきっちりどうなっているかを検証しながら必要な対応を考えていくという部分に何が入るかという、今緑台中と多田中の間に2倍以上の規模格差がありますね。これは教員あたりの生徒数で考えると、不公平だという議論は当然起きます。ただし、現在の時点で施設及び教員の全体というものをトータルに見た場合に、そのことで不適切であるという形の議論が直接起きることはないだろうという判断をしています。しかし、これらは長い目で見ると、どちらかに重点的に整備するなり、川西市が必要だと考えるサイズ、400位が一番良いということで本当にまとまり得るのであればそっちに持っていくという考えもあります。第3の新しい試行をするかどうかについては、学校代表の委員からの長期的に見てサイズと教員のバランスをどのように考え、市域での教育というものを総合的に展望するかというご意見をいただいた上で、やはり第3の道を探るということはある得ると思います。現時点で考えていますのは、教員の人数並びに学校の施設という非常にお金のかかる問題について、過去の遺産を背負ってその遺産で最大限やっという考えで5年毎にやろうというふうにレールを作った段階なんですね。このあと理想ですが、地域ごとのまとまりを猛烈に尊重し、かつ学校の規模をどう適正なところまでみんなで譲り合って作っていかれるかという問題が出てくるかだと思います。これにつきましては、どのようにもできるのですが、建物と人事について言うと、建物についての計画というのはそう簡単に今年作って来年というふうにはならないですね。ですからその計画と、この審議会において幼稚園、小、中学校すべてを含めて、川西市における学校は、どのような接続とどのような規模と理想を持てるのかということをやっていたかできないと思います。いずれそういう時期が来るんだろうと思います。そういう議論が、次の議論だということです。全国的にも今この問題が起きていながら、地域ごとに学校があるので、それを条件にということ強く考え過ぎているために、本来学校の先生方が委員として集まっているこういうところでのこの議論が十分になされていないんです。どうなっているかという、この問題面倒だから全部選択制に走りましょと、約大都市にあります幾つかの県とか都かでやられているやり方が先行し過ぎているのです。本当はこういうところできっちり積み重ねて行けば、とっても重要なコミュニティと学校の両方でどういう話ができるかというふうになっていくものと思います。</p>
委 員	<p>先ほどから出ております緑台中学校の元校長になるのですが、シミュレーションを前回審議会で行い、各学年3クラス、合計9クラス、これが最低必要だというふうには認</p>

識しております。と言いますのは、9教科をはじめ総合的な学習の時間、選択教科等を入れますと、各教科最低2名ずつは、家庭科とか技術家庭科とか音楽とかは1名で間に合う場合がありますが、特に国社理数英については2名は必要となります。そういう中で、今回の制度には期待するところがありました。今回どういう動きをするか期待半分不安半分あったのですが、蓋を開けてみれば申請者は非常に多かったです。ところが、具体的にさあ入学となると水が引くように減ってしまいました。先ほどの報告にありましたように1年生79名、あと2人です、2クラスが3クラスになるには。ものすごく大きな違いなんですね。今文科省の方で新学習システムで、大体中学校には2名配置が行われています、数学と英語が主ですが。それでようやく保てる、あるいは免許外申請をしてかなり細やかな指導もできる。ただ、緑台中については非常に厳しく、各教科の先生を充当できない部分がありました。そういう意味では、それぞれの新入生の保護者の動きは微妙だったなという思いを持っております。適正規模というようなことあるのですが、緑台中もオール4クラスの時代とか5クラスの時代もあって、今は少子化ということで、8クラスとか9クラス、せめて9クラスになると先生方の定員はしっかりといけるのじゃないかなと思っています。この5%枠で動いていく中で、なんとか地域の子どもたちは地域で育てようという川西市のスタンスもあるのですが、そういう意味では良い数字ではないかなと思っています。

会 長      こういう意味では、この審議会は4種類の区分で委員が構成されていますが、5%枠を巡る多面的な意義付けを検証していくという部分は増えていくと思います。そのときは多分、今委員がおっしゃったように、アクションと結果がかなり対応しないという部分が出てくるというあたりを、そういうことに腹を立てずに、ずっと意味を考え続けていくということがかなり必要になると思います。そういう意味では、年度毎の検証というものの持つ意味が非常に重いのかなという気がします。ほかに如何でしょうか。

委 員      ちょっと教えてください。今、候補者はたくさんあったんだけど、蓋を開けてみれば少なかったという、その理由は調べられましたか。

委 員      調べてないです。

委 員      ちょっとその辺がひっかかるんですね。安易に申請だけしたのかな。申請してみているんな様子を周りから聞いたら、ちょっとまずいなという話になってるのではないかなと。どうせロコミの世界でしょうから。

委員	<p>何人かの方々からは、多田中には部活の数が多いなということもちらっと聞きましたし、もう一つは小学校から中学校に上がるのに私学へも希望、そういった形で行ったのではないかなということ。この二つくらいですかね、耳に入ってきたのは。</p>
委員	<p>委員がおっしゃったように、最低3クラスなければ部活とか、運動会にしても片クラスはわあわあとやっている、こっちは2クラスなんてやりますと、先生の数も減るという意味でのお母さんの不安もあって。昔言われた学力の差であるとか、あそこはなかなか怖い云々という意味での質的な評価よりも、現実には先生の数、生徒の数、教育環境という意味ではあるかも知れませんが。</p>
委員	<p>今の議論ですが、要するに適正規模はどれだけかという問題は、これは我々の世界でも、私は教育社会学という分野ですが、非常にいつも問題になることですが、今決まっているのは40人学級というクラスの規模は決まっているんですね。学校の規模というのは決まっていないと言うか、要するにクラスのそういう法律はありますが、適正な学校のクラス数の法律はないんですね。例えば、私は中学校の時1学年が12クラスありました。その上は16クラスまで行ったところもあります。ものすごく巨大、1クラスが50人程度でしたから。今と比較したら全く教育の状況が違っていたわけですが。そういうクラスの適正規模と学校の適正規模というような問題は、一方で教育的な問題としてあるだろうと。先ほどおっしゃったようなクラブ活動の問題とかあるいは運動会で赤白分かれないと格好がつかないとか。人によると、最低小学校で1学年2クラスは必要ではないかと言う人もいます。そうすると学校全体で12クラス。12クラスから18クラスが中規模であって、それ以上だったら大規模、各学年1クラスだったら小規模というふうに定義する人もいますが。これも結構様々で。これは教育的な配慮という意味で適正規模は何かというふうな問題があるわけですが、もう一つは、経営の面で適正規模とは何かという問題があります。これは、財政的な状況の問題というのが絡んでくる。あまり小さいところにやっていると、校長先生も教頭先生もいると、中学校でも20人のところでも各教科いるということですから、財務的な条件ということでは、小さくなればなるほどお金という意味では費用が高つくというふうな問題があります。もう一つは、コミュニティの規模がありますね、地域の規模。地域毎に学校を作るべきかどうかは別問題ですが、地域の規模が大きければ学校規模が大きくなるというのはこれは当然のことだろうと思います。地域が小さいところというのは、例えば小さいところでは高槻の小学校なんていうのは30人ちょっと位の規模の学校もあります、そういうところに調査に行ったことがあります。そういう地域の規模に応じた学校規模という</p>

ようなレベルの問題設定も必要だろうと。それから財務的状况がある。それから教育的な適正な規模というのがある。こういうことを総合的に勘案することがやはり必要だろうと思います。ただ、そういうことを全体考えながら、会長言われたように、我々負の遺産かプラスの遺産かわかりませんが、遺産を持って、学校と地域との関係というような形で、既にある状況の中で今審議しているわけです。そのときに、こういう今の現状が、許容範囲内かそうでないかというようなことを前回議論したわけです。これはもう許容できないというふうになると、やはり変えていく必要があるだろうと。許容範囲内であれば、多少の不満はあっても我慢していただくと、いうふうなことがあって。前回の場合はかなり審議日程というのがそんなに長くなかったというようなことですから、あまり適正な規模とか適正な教育の問題というようなところまで触れる、そういうことができなかったんですね。だから、そういうようなことの中で、今現在の5%枠というのをひとまずは決めたと、その中でこれが次の段階で我慢の限度を超えるのかどうかというようなところで判断していこうというふうなことが議論としては流れがあったんだろうと。今委員がおっしゃったような適正な規模はどれだけなのか、あるいはアンバランスをどうするのかということは非常に大きな問題だろうとは思いますが、ただ単に大きい、小さい、これは問題だというだけの問題ではなくて、そういう総合的な視野の中で解決すべきことだろうと思います。

会 長

この辺のところでの大きい選択肢の問題の議論は、結構ご意見があろうかと思えます。手短かにお話いただきたいのですが。もしいらっしゃいましたら、是非お願いします。何故、手短かにと言うのかと言うと、国の教育費投入をどうするかというのが中教審で議論されていますが、今年どうだろうと従来どおりでは済みそうにないという政治決着という言葉だけが出てきています。この状況もありますので、今言っていておけば未来が明るくなるかも知れない面がもしあった場合は、言っていておいた方が良いでしょう。どうでしょうか。私は、前回のスタートで5%を設定して5年間やってみようというふうにしたときは、かなりどの学校においても十分な地域的な支援と学校としてのまとまりを維持しているという理解があったと思うんですが。これは、今の瞬間だけが可能なので、その後はちょっとやばいということになるかも知れないです。何かございましたら。

事務局の方で、何かこの辺のところでの中期的な、あるいはいろんな学校間の接続ですね、県との関係、私立との比率の関係とかいろんな大問題がいっぱいあると思いますが、そういう意味の所見がありましたら。

事務局	特に今はございません。
会 長	1970年代いっぱい位までが大体第二次ベビーブームということで、大きい集団を見込めましたので、誰もが安定的な学校制度の見通しを持っていたのですが、ここまで少子化が来ますと、国のお金の問題だけでなく学校を維持するという形がまだ決まらない状況が生まれつつあります。これは、兵庫県、大阪府等は大きい波が来るかも知れません。そういう意味では、5年に1度というのは、新しく起きている事態を知るための5年に1度ということもあります。
委 員	地図を見ていただいたらわかると思いますが、北陵小学校の南西部の位置に中学校用地が以前から設定されています。我々もその地域の者として期待していたのですが、今東谷中学校はかなりマンモス化していて、市は恐らくそこに中学校を作られるであろうと思っていたのですが、今のところそういう考えも消えてしまった。他に使おうというような方向にも進んでいるようなんですけれども。こういうことについては、審議会の方では、審議はしてもらえないのですか。審議をしてもらえるのであれば、到底適正規模の学校かどうかというようなことではなく、財政的にちょっと無理であるとか、そういうご返事はいただけませんかでしょうか。
事務局	いろいろ地元等の方からそういうお話は電話等であるのですが、教育委員会としては、今現在の人数、将来の建設等の計画、そういうようなものを総合的に判断した中で、果たして中学校を建てるだけの、先ほども出てました適正な規模の学級数が確保できるのかどうかというのを確信できるほどの人数が今のところ推計で出てこない。逆に減る年度もあるというような推計の流れもあります。そういう状況で、少し保留している、計画通りっていないという状況であります。
委 員	それは十分理解できるんですが。適正規模やいろいろな人数やいろんなことが出ますが、これはなかなか。先ほど委員が言われてましたが、あと2人増えれば、2クラスが3クラスになる。5%枠で何とかあと2人来て欲しいという方法はとれないんですか。
委 員	とれません。
委 員	5%枠あるんでしょ。

委 員	5%枠の時に何回か報告があった中で、来年は3クラスだなど、良し行けるぞと、教員数はこれで大丈夫だと思っていたんですが、実際は厳しい。
委 員	そういうような場合、5%を大いに活用したら良いと思いますが…。
委 員	地域の方々が、緑台中学校3クラスと2クラスの際どいところだと、ある意味でもう少しで行くかなという感じで3クラスかと期待はしていたんですが、最後までカウントは読めませんでした。
委 員	それと、量的には5%、プラス質的な方をアルファというような方法はとれないのですか。
委 員	それは、先ほど委員が蓋を開けてみればそれほど大きなことはなかったのではないかなと思うというふうにおっしゃった、なるほどなあと思いました。アンケートを取ったり、前委員の方と話をしていると、緑台小学校区の人々はとても緑台中学校へという思いが強いぞと、そういう結果が出てるといって、結構動いていたのではないかなと。だけど、蓋を開けてみるとある程度の収まりをしたなど。
委 員	我々が心配していたふうにはならなかったですね。
委 員	そうですね。収まる場所に収まっているというか、そういう思いは持ちました。
委 員	こだわるわけではないですが、2名の違いで1クラス増える増えないという、学校規模を考えても、なんとか。5%は良として、プラスアルファこれは質というのか、そういう考えはどうなのかということなんですが。
事務局	川西市が昨年始めましたこの制度については、県教委の方も非常に興味を持って見ております。今言われましたように、5%枠を少しいじって、あと少し増やせばここは学級が増えるよとか、先生が増えるよとかという方法を探りましたら、少なくとも川西市の制度は兵庫県から見れば信頼性のおけない悪用的制度というふうにとられてしまいます。つまり、悪用もできるんです。私たちがいじって、先生を増やすための制度として5%を使うのであれば、完全に悪用です。ただ、県の方は、この5%の運用に関しては、去年も最終の3月までに3回ほど足を運びましたが、今まで出てきたような資料を持つ

委員	<p>ていき、私たちが進める方法はどうもありません。結果、先ほど言われたようにあと2人来ればという問題は出るわけです。しかし、これは、どんな方法を探っても出ることであって、これをいじってはならないということでもあります。そうしないと、県教委は、定数は40人学級の定数以外にもっと違う加配的な定数も置いているので、川西にはもう先生を増やすことはできないということにもなってしまいます。したがって、制度を悪用しないで、公平に進めていく方法として5%を設定したということでもあります。</p>
事務局	<p>理解はできます。</p>
会長	<p>観点は違うのですが、ご報告申し上げますと、前回お示ししました資料の中の30ページと31ページを見ていただいたらと思います。当初の振り分けで最終的に校区外が決まった人数が、30ページの方で決定当初分と書いております。これは、小学校で35名、中学校で30名です。31ページで、最終的に変化があり、辞退等がありまして、小学校では29名、ですのでトータルで6名の方が辞退されました。中学校は23名ですので、7名の方が辞退された。緑台中学校にこだわるわけではないですが、もし仮にこだわるとすれば3名の方が辞退されてますので、そういう意味では、結果的に2クラスになった…。希望という部分ではお聞きできてはいるわけですが、最終的にはご本人の選択の中で最終判断としては辞退をされている。もちろん理由はわかりませんが、わかる部分で私学と書いているものもありますが、一つの制度の弱点かなという気がしますのは、今委員が5%の活用ということもおっしゃいましたが、我々としては、5%の枠があって一旦確定をさせます。確定をした後、例えば抽選が発生したとしても、それで確定をすれば終わりになります。そこで、抽選の場合に落選をされた方については、その時点で権利を失うわけです。ですから、復活はないわけです。5%枠でOKになられた方で受入れの方でもOKになりましたよと。ところが、辞退をされたという場合に、5%で落選をされた方が、復活があるかということ、これは手続き上、日程的な問題、制度上の問題もありますので無理なわけです。これをしてしまうと、混乱してしまうのでできないのですが。どうしても私学に行かれたりとかいうことも含めて、先を見ておられる方も当然おられるということもありますので、これを弱点と見るのかどうかは難しいところかと思いますが、本当に行きたいということを思っておられる方からすれば、ある種問題というか、何とか復活はできないのかというような思いにかられる部分であるというのは事実であります。</p>

どのように今日の会議の一つの押さえをし、次へどのように進めていくのか、この議論を少ししたいと思います。2年間の実績と経験をもって長期的な方向に議論を進めていくというのが、前回の議論で出ていたことなのです。今日いろいろ出たデータで見ますと、多少の変動はあるにしても、1回目の基本動向とそこ中での比較的冷静に予想できる動きが2回目に来るであろうという、一応の予測は持てたかと思います。もう一つの今日の討論の特徴としては、その範囲内で個々の学校のまとまりとコミュニティとの関係をどう作っていくのかという議論が多様な形で出てまして、元々の原則はどうだったのかということ副会長が整理をされたように、我々の試み自身が変動を予想して作ってきたという面が少し照らされて、わりと明快に広報等での案内もする際に流動性を嫌わずに、可能な選択肢といい、市としての決定を作っていくんだというあたりが見えてきたような気がします。いかがしたら良いでしょうか。今日のところでこのような印象を持って、10月末の結果を見て…。次の予定としてはどうなります。この会をいつ開けば良いのですか。

事務局

前回も少しお話しいたしましたが、少なくとも1月の末には就学通知を送りますので、その時点では結果はすべて完了していると、そういう意味では年内にはどこに行くとか校区外の決定はされますので。アンケートというような部分は当然無理ですが、校区外の集約結果については、少なくとも年をあげればお示しできますので、数字的な検証という意味での17年度との蓄積の比較は十分可能かなという思いはいたします。18年度に入ってから審議日程のこともありますので、2月あたりぐらいに1回お開きをいただければ、18年度状況も見る中で良いのかなと、2月ということだけでなく1月、2月あたりということでも良いのかなと思っております。

会 長

今の1月、2月というあたりは？

委 員

それは後回しにした方が良くないですか。まず大体終わってから。

今日お聞きした全体の印象としては、今の制度そのものに対して破綻しているというふうには考えられないと思います。5%の枠の中には収まっていると。今の段階10月19日の段階ですね、あと11日ありますが、たぶん大きくは崩れないだろうという予測ができるということですから。2年間に限って言うと、安定的な制度であったというふうに、当面の結論としては結論付けられるのではないかと。制度というのはあまり毎年毎年さわっていくということについては、問題が多いというようなことがあるかと思っております。一通りのまとめとしては、今までの2年間の中では破綻なく、何とか運用

	できたんではないかというようなことでまとめた上で、2月の最終的な審議会に臨まれたらいかがでしょうか。
会 長	今の全体として破綻していなく、安定的に推移していると予想されるという共通理解で、2月の会議を…。
委 員	今のお話で、恐らくそうなると思うのですが、冒頭私が質問したように、19日現在でそうと思われるという状況で2年間の実証をというのは。10月末ですね、会議は来年の2月で良いけれど、委員には10月末の一応の数字が出れば、最終微調整があって辞退した者が出るにしても、31日の締め切った段階での数字をいただければ、委員が言われたようにやはりそうだなと言うのか、昨年同様多田中あたりが抽選やっているわとなるのか、その辺を含んでおきたいと思いますが。
会 長	データについての今のような要請はよろしいですか。
事務局	お送りさせていただきます。
会 長	今のお話を含めまして、そしてその部分で断定せずにとということがあったと思いますが、それはそれとしまして、2月に会議を持つということで方向付けははいかがでしょうか。
	—異議なしの声—
会 長	では、そのようにさせていただきます。
	—日程調整—
会 長	それでは、2月16日の木曜日、5時以降で設定ということでよろしいでしょうか。その他、ご連絡、ご意見ございますでしょうか。
委 員	その時には、今、小、中の見直しについて討論していますが、私は幼稚園の代表で出てきていますので、幼稚園も昨年度から自由園区になっておりますので、その方はどうなるのでしょうか。

## 審 議 経 過

No. 25

事務局	<p>本来は、18年度が検証の年度ですので、17年度今開催させていただいていますのは、いきなりということではいけないので、情報提供をさせていただきながら次第にという形で。そういう意味では、次回が結論になるのかどうかはわかりませんが、少なくとも18年度に検証を予定していましたので、もちろん答えが出るのであれば別に繰り上げということでも構わないのですが。とりあえず、まずは小、中の問題がございまして、幼稚園の関係についても、一定諮問と言いますか、お願いをする予定にはしております。そういう意味では、18年度に入ってからという予定では考えておりますので、またお願いをしたいと思います。</p>
会 長	<p>今の18年度でというお話ですが、よろしいですか。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>他にございませんでしょうか。 それでは、これで今日の会を終わろうと思います。長時間にわたってご苦労さまでした。</p>

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。